

基金情報

No. 141 平成25年10月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
 〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
 Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
 ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成25年度・主要事業概況

事項	9月末数	対前月増減数	事項	9月末数(累計)	
事業所数(件)	221	0	年金掛金	調定額(円) 854,877,476	
加入員数(人)	男子	4,255	-22	収納額(円)	851,705,642
	女子	2,148	-9	収納率	99.63%
	計	6,403	-31	事務費掛金調定額(円)	19,459,152
平均標準給与月額(円)	男子	336,595	-1,222	資産運用	信託資産額(時価) 274億2,869万円
	女子	232,810	1,668		修正総合利回り 7.20%
	計	301,762	292		ベンチマーク差 -1.25%
受給者数(人)	6,435	5	慶弔金の支給件数・金額	25件43万円	
平均年金額(円)	524,707	-25	年金相談件数	205件	

年金関係

国の年金額の引き下げが行われます～平成25年10月分より～

平成25年9月分までの国の年金額は、平成12年度から平成14年度にかけて物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の水準よりも2.5%高い水準(特例水準)となっています。そのため、平成24年度の法律改正で、平成25年10月(▲1.0%)・平成26年4月(▲1.0%)・平成27年4月(▲0.5%)にかけて段階的に年金額の特例水準を解消することになりました。これに伴い、国の年金額は平成25年10月分より1.0%の引き下げが行われます。

【当基金の年金について】

当基金の年金は国の老齢厚生年金の一部(報酬比例部分)を代行しているため、在職(当基金加入事業所)されている方の年金については、国の年金額・給与額・賞与額に基づき、厚生年金の在職年金のしくみにより停止すべき額を算出しております。今回、特例水準の解消により国の年金額が変更されましたので、当基金の年金額に変更ありませんが、在職年金のしくみにより算出される停止額に変更が生じます。

在職年金の停止額に変更がある受給権者の方へは、平成25年12月2日支払分より変更後の支給額にてお支払する予定となっております。(11月中旬にご本人へご通知いたします。)

適用関係

「128条その1」のご提出にご協力ください

当基金では、国の老齢厚生年金の一部(報酬比例部分)を代行しているため、年金事務所と基金の記録に相違がないかの確認が厚生年金保険法第128条によって義務付けられています。本来であれば、ご提出いただいた届書の決定(確認)通知が年金事務所及び基金から届いた段階でその都度、相違の有無について届出いただくこととなっていますが事業主様・ご担当者様の利便等を考慮し、これを年1回の届出(128条その1)としています。

「128条その1」の届書をまだ提出されていない事業所様は、平成25年10月21日付通知「届出事項の突合について」をご確認いただき、本年12月末までにご提出いただきますようご協力お願いいたします。

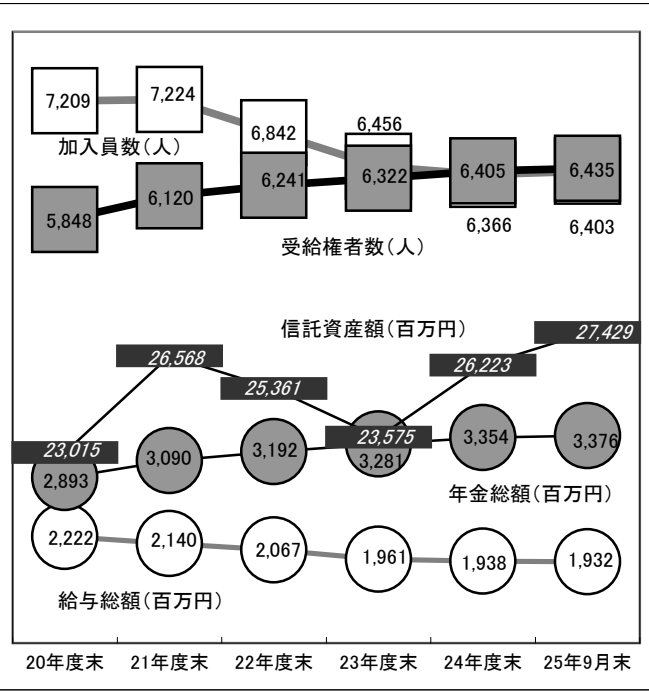
【チェックポイント】

通知に同封されている「加入員明細表」(本年9月末現在の明細表となっておりますので、10月分以降の届書内容は反映していません)と年金事務所からの「決定通知書」の内容に相違がないかご確認ください。(【確認項目】年金整理番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日、基礎年金番号、標準報酬月額)

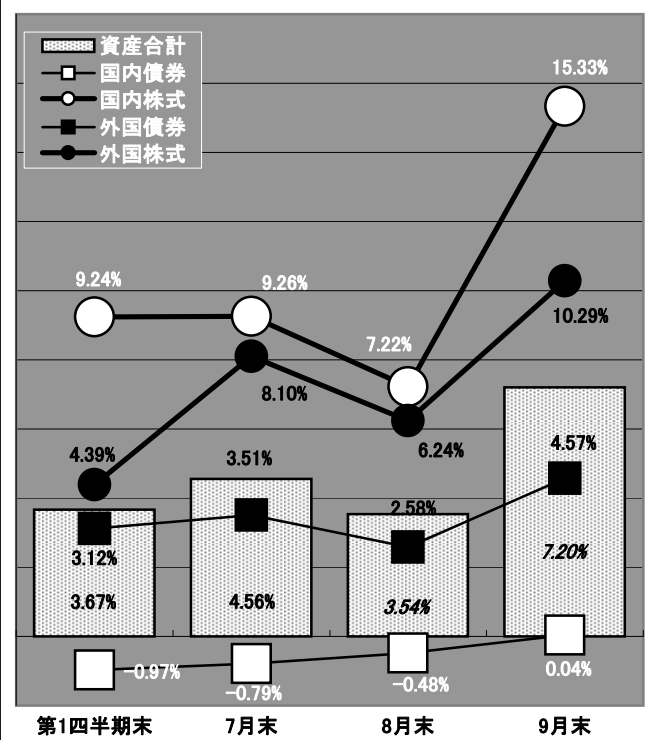
明細表・届出についての留意点

- 相違事項がない場合でも「該当なし」と記載し必ずご提出ください。
- 相違事項があった場合、基金にて内容確認し、必要があれば別途、各種届出のご提出をお願いすることがありますので、その際にご協力お願いします。
- 明細表に「受給中」と記載されている方は、年金の支給の有無にかかわらず当基金へ年金の「裁定請求」をし、当基金の年金受給権者となっている方です。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるよう
ご配慮の方お願いいたします
ホームページでもご覧いただけます
当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

11月の予定

- 15日 告知書(10月分)発送
- 19日 財政運営委員会(15時~ガラス会館4階)

※ 11月分の適用関係書類の切は12月6日です。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します
* 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。
納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。
《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。
詳しくは当基金までお問合せください。

*** 10月分の掛金納入期限は、平成25年12月2日となりますので、ご協力お願いいたします。**

設立事業所の異動(規約変更関係等)・9月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
名称変更	東京照明硝子(株)	(株)小出	H25. 6. 21
代表者変更	(株)小出	小出 泰弘 氏	H25. 6. 21
代表者変更	日本カレット(株)	小林 泰平 氏	H25. 7. 25
所在地変更	日本カレット(株)	千葉市美浜区	H25. 8. 29